

第1 SNA体系と県民経済計算

我が国の国民所得統計は、1968年8月、国際連合が提示した「国民経済計算体系（System of National Accounts：いわゆる68SNA）」に全面的に切り替えられた。

68SNAは、国民所得勘定を中心に産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の5つの経済諸勘定を体系的・整合的に統合したものである。これによって、従来の国民所得統計は大幅に改善、精緻化され、国全体の経済活動をモノとカネ、フローとストックの側面から総合的に捉えることが初めて可能になった。

その後、経済社会は大きく変わり、経済のグローバル化、政府の役割の変化、通信・コンピュータに代表されるサービス活動の重要性の高まり、金融市場の複雑化などが急速に進み、こうした変化に対応したSNAを構築すべく、国際連合等で検討が進められ、1993年に国際連合から新しいSNA（いわゆる「93SNA」）が勧告され、我が国でもこの勧告を受け、日本が導入するに相応しい93SNAの内容の検討を進め、2000年10月に国民経済計算は、93SNA体系に移行した。

本県においても、平成12年度推計より、1993年国民経済計算体系（93SNA）に対応して内閣府より示された「県民経済計算標準方式」及び「県民経済計算標準方式推計方法」に基づいて推計を行った。

（参考）93SNA移行による主な変更点

1 受注型ソフトウェア

68SNAでは、コンピュータ本体と一体不可分のソフトウェアについて、本体と切り離して推計することができないという理由で総固定資本形成（投資）に含める一方で、それ以外の、企業が購入する受注型のソフトウェアについては、企業の生産活動の段階で消費されるもの（中間投入）として扱い、県内総生産には含めなかった。

93SNAでは、こうした受注型のソフトウェアの購入を総固定資本形成（投資）とみなし、県内総生産に含めることとした。

なお、従前、政府の最終消費支出とされていた政府購入分についても、93SNAでは企業による購入分と同様に投資とみなし、公的投資に計上することとなった。

2 社会資本に係る固定資本減耗

道路、ダム等、一般政府が所有する資産、いわゆる「社会資本」について、68SNAでは、その計測が困難であるという理由から減耗しないものとして扱ってきたが、93SNAでは、社会全体で相当程度整備されてきた社会資本についても、民間の建物等と同様に有限の耐用年数を有し、毎年減耗するものとして固定資本減耗を計測することとなった。

3 「消費」の概念

消費について、68SNAにおいては便益享受の観点のみから計測していたが、93SNAにおいては、費用負担に着目した「最終消費支出」と便益享受に着目した「現実最終消費」の2つの側面から計測することとなった。

4 医療機関

医療サービス生産者は、68SNAにおいては、その設立母体の違いに着目して、産業（医療法人、個人開業医等）、政府サービス生産者（国公立病院、国公立大学付属病院等）、対家計民間非営利サービス生産者（私立大学付属病院、日本赤十字社、公益法人等）に分けられていたが、これら3部門が提供する医療サービスは、社会保険診療報酬制度のもと、同一のサービス・価格体系の中で競合し得る存在であることから、93SNAではいずれも産業として取り扱われることとなった。

第2 県民経済計算の諸概念と用語解説

1 県民経済計算の概念

(1) 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考えや仕組みに基づき、都道府県（以下「県」という。）という行政区域を単位として、一定期間（通常1か年。県民経済計算では会計年度。）の経済活動の成果を計測するものである。

(2) 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、県内あるいは県民の経済の循環と構造を生産、分配、支出等、各面にわたり計量把握することにより、県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として、県の行財政・経済政策に資することを目的とする。併せて、国経済における各県経済の位置を明らかにするとともに、各県経済相互間の比較を可能とすることにより、国経済の地域的分析、地域の諸施策に利用しようとするものである。

(3) 県民経済計算体系の概要

県民経済計算体系は、1年間の経済活動を「生産」、「分配」、「支出」に分けて、県経済の循環と構造を社会会計方式により事後的に整合した形で記録する統計システムである。（三面等価の原則）

(4) 県民経済計算の諸概念

ア 県内概念と県民概念

県経済を把握するうえで、県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）とがある。

県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、それに携わった者の居住地に係わりなく把握するものである。

一方、県民概念とは、県内居住者の経済活動を、地域に関わりなく把握するものである。

両者の例として、県内所得と県民所得の間には、次のような関係が成り立つ。

$$\text{県民所得} = \text{県内所得} + \text{県外からの流入所得} - \text{県外への流出所得}$$

なお、ここでいう「居住者」とは、個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主体全般に適用される概念である。

本書では、基本勘定の「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」は県内概念で、「県民可処分所得と使用勘定」及び「制度部門別所得支出勘定」は県民概念で捉え、主要系列表の「経済活動別県内総生産」及び「県内総生産（支出側）」は県内概念で捉えている。

イ 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は、生産過程における利用による摩耗や、年月の経過による老朽化・陳腐化等により、その価値が減少する。こうした資産価値の減少分（固定資本減耗）を含んだ形で評価した付加価値を「総（グロス）生産」といい、控除して評価した付加価値を「純（ネット）生産」という。

ウ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取り引きされる価格によって評価するものをいう。

これに対し、要素費用表示とは、生産のために必要とされる生産要素（労働・資本・土地）の提供者に対して分配された費用（賃金，利潤等）によって評価するものをいう。

市場価格表示＝要素費用表示＋生産・輸入品に課される税（純）

※生産・輸入品に課される税（純）とは（生産・輸入品に課される税－補助金）のこと。

エ 名目と実質

県民経済計算は、その評価基準として当該年度の貨幣尺度（時価）を採用している。このため、各年次の計数には物量的な増加分のみでなく、物価上昇から生じた見かけ上の増分も含まれる。このような名目ベースでは経済の実質的（物量的）な発展や成長がつかめないため、特定年次（通常は国勢調査の調査年）の価格体系を評価基準とすることとして物価変動分を除去した実質ベースの計数の作成を行う。

実質化には、固定基準年方式と連鎖方式があり、本県では平成16年度分から県内総生産（生産側）の実質化に連鎖方式を導入した。

○ 固定基準年方式

ある年を基準年とし、その年の価格体系で財・サービスの価格を評価する方法。基準改定は5年ごとに行われる。

○ 連鎖方式

前年を基準年とし、毎年毎年の積み重ねで接続して行く方法。

実質値の計算に用いる指数（デフレーター※）は、固定基準年方式では、基準年から離れるほど経済実勢から乖離する傾向があるが、連鎖方式では、毎年基準改定しているのと同じことになるため、乖離はほとんど生じないとされている。

※デフレーター・・・名目価額から物価変動の影響を除いて実質価格を算出するために用いられる価格指数のことをいい、デフレーターで名目価額を除いて実質価額を求めることを「デフレーション」と呼ぶ。

基準年を100とした場合の対象年における財貨・サービスごとの物価指数である。

例えば、平成12年が基準年の場合、平成12年に100円で購入できたものが、対象年にいくらで購入できるか推計したものであり、次の式により実質価額を求めることができる。

実質価額＝名目価額÷対象年のデフレーター×100

（(3)用語解説⑧「インプリシットデフレーター」参照）

オ 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。

しかし、入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等、企業会計法上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。

したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いたものは、期首と期末の評価価格の差による分（一種の評価損益）も含んでいる。

この評価価格の差による分を除くための調整が、在庫品評価調整である。

2 県民経済計算の基本勘定・主要系列の概念及び内容

(1) 基本勘定

ア 統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨及びサービス）の取引の結果とカネ（所得、金融資産及び負債）の流れの結果とを統合して記録し、1年間の県内の経済活動の結果を総括したものである。

(ア) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括するものとして、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって作成され、県内概念で記録されている。

勘定の貸方（受取）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産（支出側）である。構成項目は、民間最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入である。

勘定の借方（支払）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産である。構成項目は、県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金である。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は、理論上同額となるべきものであるが、実際の推計では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため、統計上の誤差や脱漏に基づくと思われる受払の計数上の差額を「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）に計上し、勘定体系のバランスを成立させている。

(イ) 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費のほか、財産所得などの移転所得の受取・支払から構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。

この勘定においては、県民雇用者報酬は、県内雇用者報酬と県外からの雇用者報酬（純）からなり、営業余剰・混合所得は各制度部門（非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む。））の合計となる。移転項目については、県外からの財産所得（純）と県外からのその他の経常移転（純）に区別して表章され、さらに生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が勘定の貸方（受取）に計上される。

県民可処分所得は、各制度部門の可処分所得の合計として求められ、使用項目の民間最終消費支出、政府最終消費支出及び県民貯蓄はそれらに対応する部門項目別の合計として求められている。

イ 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む。）、対家計民間非営利団体の5制度部門別に作成される。県内における生産活動により形成された付加価値（所得）が、どの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間で様々な移転取引が行われる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示している。

勘定の貸方（受取）には、県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得、その他の経常移転等が表章される。借方（支払）には、最終消費支出、財産所得、その他の経常移転等の各項目のほか、受取・支払の残差である貯蓄が表章される。

(ア) 要素所得

a 県民雇用者報酬

生産活動により生み出された付加価値を雇用者へ分配した額であり，県民概念で計上される。

b 営業余剰・混合所得

産出額から中間投入，固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（純）を差し引いて得られる県内純生産（県内要素所得）から，さらに県内雇用者報酬を差し引いたものであり，非金融法人企業，金融機関及び家計（個人企業）の3部門に計上される。

(イ) 移転所得

a 財産所得

利子，法人企業の分配所得，保険契約者に帰属する財産所得，賃貸料の4つからなる。

b その他の経常移転

(a) 所得・富等に課される経常税

所得税，法人税，県民税，市町村民税（所得割），日本銀行納付金等の所得に課される税及び自動車関係税，県民税，市町村民税（均等割），その他の経常税からなる。

(b) 強制的社会負担

社会保障給付が支払われることに備えて，社会保障制度に対して行う社会負担のうち，法律等により強制的に支払われるもの。国民年金，労働保険等の特別会計，国民健康保険，児童手当等，一般政府に格付けされる社会保障基金へのみ発生し，雇主的強制的現実社会負担，雇用者の強制的社会負担からなる。

(c) 自発的社会負担

社会保険制度に対して行う社会負担のうち，厚生年金基金・同連合会，適格退職年金，勤労者退職金共済機構，中小企業総合事業団，国民年金基金・同連合会等，民間基金である年金基金への雇主的及び雇用者の自発的社会負担からなる。

(d) 現金による社会保障給付

老齢年金，雇用保険に基づく給付金，児童手当など一般政府に格付けされる社会保障基金が家計に対して払う社会給付のうち，現金により支払われるもの

(e) 現物社会給付

厚生保険等の特別会計，国民健康保険，老人保険医療，共済組合，介護保険等の社会保障基金による医療保険給付分

(f) 年金基金による社会給付

(c)の年金基金から支払われた給付額

(g) 帰属社会負担

退職一時金，公務災害補償など，社会負担のうち雇主的が基金等の特別な準備をすることなく無基金で行う負担。分配系列の県民雇用者報酬で推計する「雇主的帰属社会負担」と同額になる。

(h) 無基金雇用者社会給付

(g)の負担による無基金から家計に対して支払われた給付。掛け金は県民雇用者

報酬の一部として家計に払われ、給付額は負担額と同額になる。

(i) 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助給付のうち、現金による社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないもので、一般政府からは生活保護給付、交付国債の元利償還金、遺族等年金、恩給等、対家計民間非営利団体からは奨励金及び教育、研修のための扶助給付が該当する。

(j) その他の経常移転

○ 非生命保険金及び非生命保険純保険料

反対給付のある（契約に基づく）支払及び受取としての「損害保険の純保険料」と「保険金」で、機関別に支払保険金及び純保険料（受取保険料－支払保険金）を算出し、全部門に計上する。

- ・民間損害保険会社（火災保険，自動車保険，自賠責保険，傷害保険等）
- ・火災共済協同組合，農業共済，漁業共済組合など
- ・公的損害保険（交通災害共済など）

○ 他に分類されない経常移転

対家計民間非営利団体への経常移転及びそれ以外の各制度部門が支払う寄付金，負担金，家計間の仕送り金，贈与金等の他では表章されないあらゆる経常移転取引の受払が含まれる。

また，一般政府の内訳部門である中央政府，地方政府及び社会保障基金相互間の経常移転のほか，県外との経常移転の受払，罰金，延滞金，追徴金についても計上する。

c 最終消費支出及び貯蓄

支出系列で推計された家計最終消費支出，対家計民間非営利団体最終消費支出，政府最終消費支出がそれぞれの制度部門に計上される。

また，各制度部門における受払の差額が貯蓄として計上される。

d 年金基金年金準備金の変動

年金基金は金融機関に格付けされる社会保障であるので，これに対する負担及び給付は本来金融取引であるが，他の社会保障制度の負担，給付と同様に経常移転として扱われている。そのため，年金負担額と給付額の差額が家計の貯蓄に入り込まないための調整項目として導入されている。

(2) 主要系列表

ア 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産とは，1年度間に県内における各経済部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値（市場価格）の評価額を，産業，政府サービス生産者，対家計民間非営利サービス生産者の3つの経済活動別に示したものである。これは，県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであり，産出額から中間投入額（物的経費）を控除したものに当たる。

なお，支払利子は，物的経費に含めない。

○ ここにいう生産には，農業，製造業などの物的生産ばかりでなく，商業，金融・保険業，公務などのサービス生産も含まれる。

○ 農家の自家消費に当てられた生産物及び所有者自身が使用する住居のサービスなど，貨幣と交換されない生産物や便益も，ここでは評価されて含まれる。

○ 総生産は、県内概念によって捉えられたものであるため、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得で、その源泉が他県内の生産にかかわるものは含まれない。

○ この県内総生産に、県際間の所得の受取・支払の差額「県外からの所得（純）」を加算すれば、「市場価格表示の県民総所得」が得られる。

○ 総生産と純生産の関係は、 $\text{県内総生産（市場価格表示）} = \text{県内純生産（要素費用表示）} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$ となる。

（ア） 産 業

産業は、市場において生産コストをカバーする価格で販売することを目的として、言い換えれば、利潤の獲得を目的として、財貨・サービスを生産する事業所から構成される。

産業では、民間企業の事業所が中核となるが、一般政府や公的企業でも、産業に分類される民間企業と類似の生産技術により類似の財貨・サービスを生産するものは、たとえその価格がコストをカバーしなくても、これを産業に含める。

他に、次のものが産業に含まれる。

a 主として企業に奉仕する民間非営利団体

b 家計の所有する住宅や、政府若しくは民間非営利団体が職員のために所有する住宅の帰属サービス

c 家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う住宅又は非居住用建物の建設活動

（イ） 政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われる性格のものである。

政府サービス生産者には、この機能を果たす中央及び地方の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や事業団など、特定の非営利団体が含まれる。

特定の非営利団体とは、政府によって強い監督や大幅な資金供給を受けるもの及び主として政府にサービスを提供することを目的とする非営利団体からなる。

しかし、産業に分類される公的企業は含まれない。

（ウ） 対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利サービス生産者は、個人の自発的な意思に基づく団体として組織され、その活動は利益の追求を目的とせず、他の方法では便利に提供し得ない社会的・地域的サービスを家計に提供するものである。

これは、市場経済原理に任せておくか、行政に委ねておくかすると、社会ニーズに見合って供給することが難しいサービスを家計に提供するものであって、その活動資金は、会員からの会費や個人、企業、政府からの寄付及び財産収入によって調達され、運営管理の面や資金調達の面でも、前記の（ア）（イ）の生産者とは異なっているものである。

なお、副次活動として営利活動を営む場合、その副次活動は分離して、産業に含まれる。

（エ） 輸入品に課される税・関税

生産・輸入品に課される税のうち、関税、輸入品商品税及び輸入品にかかる消

費税が計上されるが、産業格付けの特定化が難しいため、一括して欄外処理を行っている。

なお、この項目に含まれないその他の消費税、間接税等は「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」に計上される。

(オ) 総資本形成に係る消費税

支出系列で推計した各産業部門の設備投資及び在庫投資の消費税控除額の合計値を、ここで一括して控除する。

(カ) 帰属利子

帰属利子とは、銀行等の金融仲介機関の生産額を構成するサービス料のことであり、銀行の受取利子及び配当から支払利子を引いた差額として把握される。

利子等の財産所得は、資産の貸借により生ずる所得であり、財貨・サービスの取引により生ずるものではないので、本来ならば、総産出に計上されるべきものではない。

しかし、このような帰属計算を行わなければ、金融業の付加価値は負となり、活動実態を示すのにそぐわない。

他方、銀行の受け取る利子や配当は、各産業の付加価値から支払われたものであり、これを再び生産として計上すれば、二重計算となる。

したがって、帰属利子は控除されなければならないが、これは、産業がその全額を中間投入したものとす。この場合、どの産業がいくらの帰属利子を中間投入したかを特定することは困難なため、ここで一括して控除する。

イ 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、県内居住者が1年度間に携わった生産活動に対し、土地・労働・資本などの生産要素を提供した見返りとして分配を受けた所得として推計され、県内居住者が県内の生産活動に携わったか、県外の生産活動に携わったかは問わない。

所得を、まず機能面からみると、各生産要素である土地・労働・資本などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。

また、制度主体面からみると、各制度主体別に分配され、家計の財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。

(ア) 県民雇用者報酬

生産活動により発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をいい、所得支出勘定の家計部門の貸方にある総額が、賃金・俸給、雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担に分類される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給家族従業者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等もこれに含まれる。

a 賃金・俸給

(a) 現金

雇用者が労働の対価として受け取る報酬のうち、貨幣で支払われるもの。賃金、給与、手当、賞与、歳費、報酬など。ただし、剰余金処分による役員賞与は、配当とする。

(b) 現物

自社製品などの通貨以外による給与の支払、食事、通勤定期券の支給や、消費

物資の廉価販売に要した費用。

なお、福利厚生等は生産者の中間投入と考えるため、含まない。

(c) 役員給与手当

常勤・非常勤を問わず、法人企業の役員に対して支払われる給与手当であるが、企業会計上損金経理されるもののみを計上する。

(d) 議員歳費等

(e) 給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価（市中平均家賃）との差額を、入居者が受け取った現物給与の一種とみなして計上する。

b 雇主の現実社会負担

(a) 雇主の強制的社会負担

一般政府に格付けされる年金基金への雇主の負担。特別会計，共済組合，組合管掌健康保険，児童手当，社会保障基金

(b) 雇主の自発的社会負担

金融機関に格付けされる年金基金への雇主の負担。厚生年金基金・同連合会，適格退職年金，勤労者退職金共済機構，中小企業総合事業団小規模企業共済勘定等。

c 雇主の帰属社会負担

(a) 退職一時金

退職一時金支給に要した雇主の費用

(b) 公務災害補償

民間雇用者に対する労災補償に相当するが，雇主，雇用者負担額が存在しないので，給付額をもって社会保険料の雇主負担に相当すると考え，県民雇用者報酬に計上する。

(c) その他

退職一時金及び公務災害補償費以外の雇用者福祉のための雇主負担。法定保障，労働者災害補償責任保険，各種保険への上積み給付，雇用者を被保険者とする保険で他で推計されないもの等。

(イ) 財産所得

財産所得とは，ある経済主体が所有する金融資産，土地及び著作権・特許権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときに，その結果として生ずる所得のことであり，利子，配当，保険契約者に帰属する財産所得及び賃貸料の4つからなる。

非企業部門である一般政府，対家計民間非営利団体，家計の各制度部門別の該当項目を振り替え，財産所得の受取，支払及び純額を表示する。

また，家計部門については利子，配当（受取），保険契約者に帰属する財産所得及び賃貸料（受取）ごとに表章される。

a 利子

預貯金，貸出金，借入金，手形，売掛金，買掛金などの金銭的請求権について生じた利息，割引料などの所得の移転

b 法人企業への分配所得

企業への出資に関して生じた所得の移転であり、株式に対する配当、協同組合の剰余金の分配（役員賞与を含む）などがある

c 保険契約者に帰属する財産所得

保険企業（生命保険，非生命保険，年金基金を含む。）から受け取ることができる投資所得のことであり，保険契約者配当と保険帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）がある。

保険帰属収益は，保険企業から保険契約者に支払われるべきものではあるが，実際には保険企業に留保される性格のものであることを考慮し，帰属計算により保険企業（金融機関）から家計に支払われ，さらにそれが追加保険料として保険企業に払い戻されるものとする。

d 賃貸料

財産所得に含まれる賃貸料は土地と特許権，商標権，著作権などの無形資産に対するものに限られる。ただし，構築物（住宅を含む），設備，機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは，商品としてのサービスの購入，販売として扱われるので，ここには含まない。

(ウ) 企業所得

企業所得とは，所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差を加えたもので，民間法人企業，公的企業，個人企業ごとに表章される。

a 民間法人企業

所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導き出されており，他部門への法人企業の分配所得の受払後について表章している。

b 公的企業

公的に所有あるいは運営されている中央・地方の各企業で，商法，その他の公法，特別立法，行政規則等により法人格をもつ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり，その生産技術や経営形式から産業として分類される事業所を単位とする。

公的法人企業の例としては日本道路公団，本州四国連絡橋公団，日本銀行，土地開発公社等が挙げられ，非法人政府事業体としては印刷局，国有林野事業のような企業特別会計が該当する。

c 個人企業

個人が企業の主体となり，家族の労働力等を使って企業を運営しているもの。

家計との経理が明瞭に区分しがたい面があり，受取財産所得では営業資産に関して生じたものであっても最終消費主体としての家計の財産所得とみなしてここには含めない。

また，支払財産所得のうち賃貸料は全額個人企業の支払として取り扱い，利子については消費用のもの（消費者負債利子）とその他の負債利子に区分し，前者を家計の，後者を個人企業の支払として取り扱っている。

(エ) 県民所得

要素費用表示の県民純生産で，上記の(ア)県民雇用者報酬，(イ)財産所得（非企業部門）及び(ウ)企業所得（法人企業の分配所得受払後）の合計額。

(オ) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

要素費用表示されている県内純生産及び県民所得を市場価格表示で表章するた

めに設けられている。

a 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、その負担が最終購入者へ転嫁されるもの。

消費税、酒税、関税、たばこ税、印紙税、事業税などがあり、経済活動別配分では直接に税を払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則とし、生産者の付加価値に加えられるとともに、所得支出勘定における一般政府の経常移転（受取）に計上される。

b 補助金

産業振興等政策目的によって給付され、受給者の側において収入として処理される全ての経常的交付金。公的企業の営業損失を補填するための繰り入れも該当する。

補助額によって市場価格が低く抑えられるため、負の生産・輸入品に課される税として取り扱われる。

一方、家計及び対家計民間非営利団体に対する経常的交付金は、補助金ではなく他の種類の経常移転として取り扱われる。

また、投資、資本資産あるいは運転資産の損失の補填のために産業に対して行われる移転は補助金でなく資本移転に分類される。

(カ) 県民所得（市場価格表示）

市場価格ベースに転換して市場価格表示の県民所得を表示する。

県民所得（市場価格表示）＝県民所得（要素費用表示）＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金

(キ) その他の経常移転（純）

非金融法人企業及び金融機関，一般政府，家計（個人企業を含む。）及び対家計民間非営利団体に分けて表章され，制度部門別所得支出勘定の財産所得以外の移転の受払の差が計上される。

(ク) 県民可処分所得

市場価格表示の県民所得に制度部門別所得支出勘定から求められるその他の経常移転（純）総額を加算したもの。

制度部門別に受け取った所得から経常移転を控除したもので，最終消費支出と貯蓄の合計に等しくなる。

ウ 県内総生産（支出側）

県内総生産（支出側）には，それぞれの経済部門が1年度間に財貨・サービスを購入する面（最終生産物に対する支出の面）で付加価値を把握したものである。

この財貨・サービスの処分状況は，消費支出，総資本形成（投資），財貨・サービスの移出，移入の需要項目ごとに大別され，さらに，需要項目の性格別に分類される。以上の項目の合計額に統計上の不突合を加えることによって県内総生産（支出側）が表示され，最後に県外からの要素所得の純増を加算すると県民総所得（市場価格表示）が算出される。

(ア) 民間最終消費支出

民間最終消費支出は，家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

a 家計最終消費支出

居住者である家計（個人企業を除く。）が行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出で、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）は控除される。

財貨・サービスの取得は、現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与等（給与住宅差額家賃含む。）も含まれる。

家計の財貨購入のうち、家具その他の耐久財購入はすべて消費支出としてここに計上されるが、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして総固定資本形成（民間）に含まれる。

また、個人税や罰金、手数料等税外負担は移転的なものであり、最終消費支出から除かれ、家計間の仕送り、贈与金、労働組合費などの家計間及び対家計民間非営利団体への移転も、家計最終消費支出とはみなされない。

b 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額から家計に対する商品・非商品販売額を控除したもの。家計への販売の収入と生産コストの差額は自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

(イ) 政府最終消費支出

政府サービスは営利目的の企業が供給するサービスとは異なり、生産にかかったコストによって測られるが、生産されたサービスは、受益者が確定する一部のサービスを除いて、供給者（政府）自らが消費しているものとして政府最終消費支出に計上される。

なお、家計に販売された政府サービス（国立学校の授業料や下水道の使用料のように、家計が政府から直接購入したサービス）については、家計最終消費支出として計上される。

医療保険給付等の家計への移転的支出は、一般政府が費用を支出しているため、政府最終消費支出となる。

(ウ) 総資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

a 総固定資本形成

(a) 生産のために使用する建物、構築物、機械設備等の耐久財（ただし、政府の取得する民間転用不可能な軍事用耐久財、土地、鉱床、森林等を除く）。

(b) 固定資産の維持修繕のうち、大規模な改造・更新

(c) 鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアのうち受託開発分）、プラント・エンジニアリングへの経費

(d) 土地の造成・改良、鉱山、農地等の開発・拡張等

(e) 土地、鉱床、森林等の取引に際して必要なマージン、移転経費

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加

に分類される。

b 在庫品増加

在庫品増加は、企業が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を、その市場価格で評価したものである。これは、民間企業の在庫品増加と公的企業の在庫品増加に分けられる。

在庫品増加は原則として事業所主義で計上するが、船舶、車両及び航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は、発注者に引渡すまでは受注者の在庫に計上し、引渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の総固定資本形成に計上する。

(エ) 財貨・サービスの移出(入) (輸出入も含む。)

財貨・サービスの移出(入)は、財貨・サービスの移出(入)及び居住者、非居住者の直接購入によって構成される。ここでは、要素所得は除かれる。

(オ) 統計上の不突合

県内総生産(支出側)と県内総生産(生産側)は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値にくいちがいが生じることがある。このくいちがいを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

(カ) 県外からの要素所得(純)

県民所得(分配)から県内純生産(要素費用表示)を差引いて求められる。

県外との所得の受払には、雇用者報酬、投資収益、財産所得などが含まれる。

(3) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額(原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等)を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。

こうして求めた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除し、生産者価格表示の県内純生産を求める。

次いで、これから生産・輸入品に課される税(純)(生産・輸入品に課される税-補助金)を控除して県内要素所得を推計する。

さらに、これから県内雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求める。

3 用語解説

(1) 経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産及び使用(消費支出、資本形成)についての意思決定を行う主体の分類であり、所得の処分や資金の調達、運用などの意思決定に関する制度部門別分類と対比される。

経済活動別分類では、技術的な生産構造の解明に力点が置かれるため、実際の作業を行う工場や事業所などが分類単位及び統計単位として捉えられる。

経済活動別分類による取引主体は、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者、④最終消費者としての家計からなる。

①の産業は、市場での利益の追求を目的として生産活動を行う主体であるが、政府関係機関であってもコスト構造、生産物の性格や処分の面で産業と類似しているもの(公的企業)はこれに含まれる。

また、家計が行う住宅建設及び住宅所有についても、産業が行うものとして取り扱われる。

(2) 制度部門別分類

経済活動別分類が生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であり、所得支出勘定、資本調達勘定、国民貸借対照表などに用いられる。

この分類による取引主体には、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む。）の5制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので、金融機関を分離する必要があったことによる。

(3) 中間投入

生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として消費された非耐久財及びサービスをいう。固定資産の維持補修、研究開発調査等もこれに含まれる。

産出額から中間投入を控除したものが付加価値である。

なお、政府サービス生産者の中間投入には、軍事目的のために取得された耐久財が含まれる。

(4) 帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場での対価の受払が行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。

主なものとしては、農家が自家消費する農産物、自己所有住宅（持ち家）の帰属家賃、金融の帰属利子、保険業の帰属サービスなどが挙げられる。

(5) 帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。

また、帰属家賃には給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。

県民経済計算では、住宅自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は不動産業を営む個人企業の生産額に含まれており、その営業余剰は個人企業所得に含まれるとする。

(6) 固定資本減耗

構築物、設備、機械等再生産可能な（有形・無形）固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、（有形・無形）固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

(7) 営業余剰・混合所得

企業会計でいう営業利益にほぼ相当する。

したがって、企業所得は、営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

(8) インプリシット・デフレーター

デフレーションを行うべき対象についてのデフレーターが、直接作成されるのではなく、その対象の構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、全体としてのデフレーターは、(名目値) / (各構成項目の実質値の合計)として逆算によって求められる場合がある。

例として、ある支出項目が2つの個別品目で構成されているケースを考え、それぞれの品目の名目値を X_1, X_2 とし、価格指数を P_1, P_2 とする。

このケースでは当該支出項目の名目値(X)は、 $X_1 + X_2$ となり、実質値($X R$)は個別品目の実質値の合計($X_1 / P_1 + X_2 / P_2$)となる。

ここで、当該支出項目のデフレーター(P)は、

$$P = X / X R [= (X_1 + X_2) / (X_1 / P_1 + X_2 / P_2)]$$

として、事後的に求められることになる。

このようなデフレーターの算出方式をインプリシット方式といい、求められたデフレーターをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。